

I 基本理念

職員は常に、目標意識をもって職業倫理を追求するとともに、利用者に寄り添い心のこもったサービスを提供し、利用者、ご家族、そして地域の皆様から信頼される「あったかいホーム」づくりを目指します。

II 基本方針

- * 利用者の持つ能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する。（自立支援）
- * 利用者の尊厳を守り、意思や人格を尊重し、利用者の立場にたったサービスを提供する。（利用者の尊重）
- * 地域住民及び関係機関との連携を密にし、地域の介護・福祉の拠点になる事を目指す。（地域に貢献）
- * 効率的で安定した施設運営に努める。（効率的な運営）
- * 働きやすく、働きがいのある職場環境づくりに努める。（職場環境）

III 事業計画

○利用者が穏やかに安らぎのある日々を送っていただけるように職員がいつも笑顔で対応する。

○人権の尊重

- ・真心と笑顔を大切にし、その人らしく自立した生活が出来るようなサービスを提供する。
- ・職員に対する倫理教育の充実を図ります。
- ・個人情報保護方針の意識付けを行い秘密保持に努めます。

○サービスの質の向上

- ・サービスの提供についての職員ミーティング・研修を実施し共通認識を共有する取り組みを実践していきます。
- ・サービスの自己点検→評価→改善していきます。
- ・外部・内部研修の充実を図る。
- ・リスクマネジメントの徹底。

○施設の点検及び修繕

- ・設備の点検を定期的に行い、設備の安全管理に努める。

○災害時の避難訓練

- ・火災、風水害、土砂災害、地震・津波、原子力災害を想定した避難訓練を実施し、職員及び利用者の防災についての意識付けが出来るように努めます。

《提供するサービス》

1. 地域密着型介護老人福祉施設生活介護（ユニット型）
2. （介護予防）短期入所生活介護（ユニット型）
3. 地域密着型通所介護
4. 大洲市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業

1. 地域密着型介護老人福祉施設生活介護（ユニット型）

【サービスの内容】

- (1) 各ユニットにおいて、入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。
- (2) 入所者の日常生活における家事を、入所者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援を行う。
- (3) 入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- (4) 入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- (5) おむつを使用せざるを得ない入所者については、排泄の自立を図りつつ、おむつを適切に取り替える。
- (6) 福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、褥瘡対策指針を定め、その発症を防止するための体制を整備する。
- (7) 福祉施設は、入所者に対し、その負担により、福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- (8) 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。また、生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供し、自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間の確保を行う。
- (9) 食事の提供は、入所者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入所者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

【費用負担】

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

() は平成 31 年 10 月 1 日から適用

区 分	要 介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 サービス利用料金 (1割負担額)	644 円 (646 円) /日	712 円 (714 円) /日	785 円 (787 円) /日	854 円 (857 円) /日	922 円 (925 円) /日
2 食 費	1,380 円(1,392 円) /日				
3 居住費	1,970 円(2,006 円) /日				

加算

看護体制加算 (I)	12 円/日	看護体制加算 (II)	23 円/日
栄養マネジメント加算	14 円/日	口腔衛生体制加算	300 円/月
日常生活継続支援加算 (II)	46 円/日	口腔衛生管理加算	900 円/月
若年性認知症入所者受入加算	120 円/日	療養食加算	18 円/日
外泊時費用	246 円/日	初期加算	30 円/日
排泄支援加算	1,000 円/月	褥瘡マネジメント加算	100 円/月 (3ヶ月に1回限度)
退所前訪問相談援助加算	460 円/回		
退所後訪問相談援助加算	460 円/回		
退所時相談援助加算	400 円/回		
退所前連携加算	500 円/回		
在宅復帰支援機能加算	10 円/日	在宅・入所相互利用加算	40 円/日
介護職員処遇改善加算 I	8.3%		
看取り介護加算	亡くなられた日以前 4 日以上 30 日以下	144 円/日	
	亡くなられた前日及び前々日	680 円/日	
	亡くなられた日	1,280 円/日	

【31年度の目標値】

入所定員	稼働日	稼働率	延利用人数
29人	366日	99%	10,507人

2. (介護予防) 短期入所生活介護 (ユニット型)

【サービスの内容】

- (1) ユニットにおいて、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。
- (2) 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援を行う。
- (3) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- (4) 利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- (5) おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、おむつを適切に取り替える。
- (6) 事業所は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- (7) 事業所は、利用者に対し、その負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- (8) 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。また、生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供し、自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間の確保を行う。
- (9) 食事の提供は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。
- (10) 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供し、自律的に行うこれらの活動を支援する。また利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。
- (11) 事業所は、利用者の心身の状況等踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。
- (12) 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとし、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

- (7) 一般的健康状態の確認
- (8) その他、サービスの提供に必要と認められる援助

【費用負担】

サービス費 () は平成 31 年 10 月 1 日から適用

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 (1割負担額)	641円 (645) /日	757円 (761) /日	874円 (879) /日	990円 (995) /日	1,107円 (1,113) /日

加算

- 介護職員処遇改善加算 I 5.9%
- サービス提供体制強化加算 (I) 18 円/回
- 入浴介助加算 50 円/回
- 若年性認知症利用者受入加算 60 円

【31年度の目標値】

利用定員	稼働日	稼働率	延利用人数
15人	257日	85%	3,276人
			(内地域密着型通所 80%)

4. 大洲市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業

【サービスの内容】

- (1) 送迎
- (2) 生活指導(相談援助等)
- (3) 機能訓練(日常動作訓練)
- (4) 介護サービス・入浴サービス
- (5) 給食サービス
- (6) 介護方法の指導
- (7) 一般的健康状態の確認
- (8) その他、サービスの提供に必要と認められる援助

【費用負担】

サービス費 () は平成 31 年 10 月 1 日から適用

区 分	要支援 1 相当	要支援 2 相当
サービス利用料金 (1 割負担額)	1,647円 (1,647円) /月	3,377円 (3,377円) /月

加算

介護職員処遇改善加算 I 5.9%

サービス提供体制強化加算 (I) 要支援 1 72 円/月 支援 2 144 円/月

入浴介助加算 50 円

【30 年度の目標値】

利用定員	稼働日	稼働率	延利用人数
15 人	257 日	85%	3,276 人 (内総合事業 20%)

IV 地域における公益的取り組み

1. 住民の居場所 (サロン)、活動場所の提供を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組に務める。(対象：柴地区)
○地元代表者、民生委員等と相談の上、地域交流の場を地域住民の居場所として提供し、情報交換の中から課題の把握に努める。
2. 相談対応 介護保険制度をはじめとする福祉制度の疑問に答えるため定期的に相談会を開催する。(対象：柴地区)
3. 緊急時支援 福祉避難所の指定を受け災害時に備える。(平成 30 年 3 月指定)
4. 災害時に備えた地域のコミュニティづくり 白滝地区自主防災組織に加入し、災害時に備えた地域のコミュニティづくりに努める。(H27 年度加入)
5. 福祉勉強会の開催
○柴地区を対象とした福祉勉強会を開催し、介護保険制度や施設の状況を説明し、理解を深めて頂く。
○近隣の中学校へ出向き、福祉制度や施設の状況を説明し、理解を深めてもらう。
6. 中高生のワークキャンプの受け入れ・中学生の職場体験の受け入れを行い、福祉施設で働くよろこびを体験してもらう。